



中学3年生の保護者のみなさま

2016年7月吉日
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「給付型緊急子どもサポート～夏休み応援キャンペーン～」のお知らせ
～中学3年生を対象に5万円を給付します～

今回の地震で被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。
国際子ども支援 NGO セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、来春中学卒業を控えたお子さんが震災の影響により学業や文化・スポーツ活動に支障をきたすことのないよう、被災もしくは経済的に困りのお家庭に対して、給付金を支給いたします。ぜひお申込みください。

【給付内容】

中学3年生一人につき、5万円

【対象者・申請に必要な証明書類】

震災当時、益城町内に在住し、本キャンペーン申請時に益城町内の公立中学校3年次に在籍する子どものいる保護者で、次のいずれかにあてはまる世帯

- 1、震災により居住している住宅が一部損壊以上(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)と認定された世帯
(罹災証明の写し)
- 2、生活保護を受けている世帯 (生活保護の受給を証明する書類の写し)
- 3、生活保護が過去1年以内に停止または廃止された世帯(生活保護の停止または廃止を証明する写し)
- 4、世帯員全員の町民税が非課税の世帯 (世帯全員の H28 年度非課税証明書等)
- 5、児童扶養手当の支給を受けている世帯 (児童扶養手当証書の写し)

【申請から給付までの流れ】

- ①添付の申請用紙にご記入の上、証明書類および振り込みを希望する口座のコピーを添付し、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンへ 7月29日(金)までにご郵送ください。
- ②セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが申請書類にもとづき認定を判断し、認定の可否についてお知らせします。
- ③-1 認定の場合
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが順次(書類到着後最大2週間程度を目安)、指定口座に給付金を振込みます。
- ③-2 認定とならなかった場合
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが申請に際しご提出いただいた書類をお戻しいたします。

【申請期間・申請の〆切】

2016年7月11日(月)～7月29日(金)必着

※2週間程度で給付いたしますので、お早めに申請ください。

【申請書の送付先・問い合わせ先】

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 夏休み応援キャンペーン事務局
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階
TEL:03-6859-6869(平日 9 時半～18 時半) / FAX:03-6859-0069/ E-mail: soap@savechildren.or.jp
熊本担当スタッフ携帯:090-9140-5637

* 個人情報の保護について : 申請時に取得した個人情報は、本キャンペーンのために利用し、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが責任を持って管理・保管し、申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。なお、情報を統計的分析や活動報告に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。

～セーブ・ザ・チルドレンについて～

セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもたちにとって、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現されている世界を目指し、世界約 120 ヶ国で活動する子ども支援の国際 NGO です。

熊本地震発生後、4月15日より益城町で子どもや養育者が日常性を回復できるよう活動を始めました。これまでに、避難所での子どもの安心・安全な遊び場「こどもひろば」(計5ヶ所)の実施、7大アレルギー対応の離乳食やおしりふき、母乳パット等の支援物資の配布を行ってきました。学校再開後は、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、教育委員会や学校との連携の下、簡易給食への補食支援や弁当給食への費用支援、学用品や防災ずきんなど防災備品の配布、放課後の子どもの居場所である放課後児童クラブへの支援などを実施しています。

※活動詳細 <http://www.savechildren.or.jp/lp/2016kumamoto/>